

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月11日（火）午前8時54分から午前9時26分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（12名）

農業委員	5名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会
 - 日程2 会長挨拶
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第37号 農地法第3条の規定による、許可申請に対する意見決定について
 - 日程6 議第38号 山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について
 - 日程7 その他
 - 日程8 今後の行事
 - 日程9 閉会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

出、山江村農業委員会会長。2ページをお開きください。農地法第3条の規定による所有権移転許可申請の内容でございます。申請者の氏名等につきましては、譲渡人が〇〇県の方、譲受人は〇区の方であり、許可を受けようとする土地の字、地番、地目、面積はご覧のとおりでございます。面積が334㎡でございます。総額は親族関係にあるため贈与となっており、経営計画等の内容につきましては、記載のとおりとなっております。3ページが申請書の写し、4ページから5ページに位置図及び現況写真を添付しております。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、6ページの調査書のとおりとなっております。なお、現地調査につきましては、譲受人及び担当委員の会長と担当推進委員と共に7月4日に行っております。以上でございます。

議長

それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。

7月4日9時15分頃より、譲渡人の方は〇〇県の方で来られませんが、譲受人の〇区の方の父親の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地確認をいたしました。(申請地所在について説明)。この家には以前、譲渡人の母親が1人で住んでいましたが亡くなられ相続をいたしました。今回、譲受人の方がその家に住むことになりまして、その家と隣接する農地を譲り受けすることになりました。譲渡人の母親と譲受人の父親が兄弟関係ということで贈与になります。譲受人の方が農家ではなく農地も所有はしておりませんが、下限面積の撤廃ということで可能になりました。農地にしましては、写真では何も現在植えてはありませんが周りの方に果物とか果樹とか植えてあります。まだ作る予定はありませんが、荒らさない程度に何か耕作するという事です。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に立会いました担当推進委員の方から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

はい。ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
議第37号「農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第37号は原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程6、議第38号「山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第38号についてご説明いたします。総会資料の7ページをお開きください。議第38号「山江村農用地利用集積計画（第6次）に対する意見決定について」令和5年山江村農用地利用集積計画（第6次）を定めることについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和5年7月11日提出、山江村農業委員会会長。8ページから9ページが意見書の写しでございます。10ページが総括表となっております。11ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されていますが、農地中間管理事業（農地バンク）を利用しており、左から「使用貸借権」と「賃借権」の区分、貸し手、借り手の氏名が掲載されています。貸し手と公社は10年、公社と借り手も10年の契約となっております。借り手の経営面積、今回の利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されていますのでご覧ください。なお、案件の総面積は6,050㎡でございます。12ページは農地中間管理事業を利用して公社を介した計画一覧となっております、前頁の詳細が記載されており、筆数、賃料が記載されておりますのでご覧ください。今回の集積となります。

議長

それでは、使用貸借権の新規設定1件2筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、使用貸借権の新規設定1件2筆分について説明をいたします。総会資料の13ページをご覧ください。使用貸借権の設定に係る申

請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。14ページをご覧ください。利用権を設定する土地は（申請地所在について説明）。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。15ページは賃借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。16ページから18ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、会長と担当推進委員とともに7月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。7月4日9時30分頃より、貸し手の方は欠席でしたが、借り手の〇区の方、事務局長、担当推進委員、私の4名で現地調査を行いました。（申請地所在について説明）。現在は栗が植えてあります。貸し手と借り手の方は親戚関係になり、10年ほど前から借り手の方が管理をされております。この現地については絶えないように使用貸借での貸し借りとなっております。この〇〇番地については、管轄は6番農業委員と〇〇委員でしたが、1ヶ所ですし、私たちがするというので、確認を行ったところであります。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました、担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

（なしの声）

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

（なしの声）

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

それでは、貸借権の新規設定1件1筆分について事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、貸借権の新規設定1件1筆分について説明をいたします。総会資料の19ページをご覧ください。貸借権の新規設定に係る申請でございます。申請人に関しましては、貸し手が〇区の方、借り手が農業公社を介して〇区の方でございます。20ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年。賃借料の支払いにつきましては記載のとおりでございます。22ページは貸借権設定の転貸関係の書類となっております。期間は公社と借り手は10年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりでございます。23ページから24ページまでに地籍図・現況写真を添付しております。現地調査につきましては、担当の会長と担当推進委員とともに7月4日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終わりましたので、私から補足説明をいたします。7月4日9時より、貸し手の方、貸し手の方は2人来られました。あと借り手の方、事務局長、担当推進委員、私の6名で立会いを行いました。(申請地所在について説明)。今回借り手の方が耕作をされるようになりました。賃料は物納ということで〇〇キロ米の〇袋あります。借り手の方はいろいろと栽培されているので、今後とも安定した耕作が見込まれるというふうに思います。審議の程、よろしく願いいたします。

議長

続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長

はい。それでは、担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。ないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件1筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件1筆分については、原案のとおり決定いたします。

議長

次に、日程7「その他」となっております。事務局より連絡をお願いいたします。

事務局長

その他について説明。
○ホームページ用議事録について
○活動記録表について

議長

それでは次に、日程8「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

その他について説明。

議長

それでは、日程9「閉会」に移ります。
以上を持ちまして、農業委員会7月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れ様でした。

令和5年7月11日(火)午前9時26分終了

議長_____

委員_____

委員_____